

議案第121号

上越市立体操施設条例の制定について
上越市立体操施設条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市立体操施設条例

(設置)

第1条 本市における体操の総合的な発展及び県内外との交流の促進並びに生涯のスポーツ活動を通じた市民の健康増進を図り、まちの活性化に資するため、体操施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体操施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
上越市立上越体操場	上越市大潟区九戸浜338番地
上越市立大潟体操アリーナ	上越市大潟区潟町703番地2

(施設)

第3条 体操施設の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上越市立上越体操場

- ア 体操場
- イ 多目的室
- ウ 会議室
- エ ランニングコース
- オ その他附属施設

(2) 上越市立大潟体操アリーナ

- ア 体操場
- イ 健康トレーニングコーナー
- ウ その他附属施設

(利用時間)

第4条 体操施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 体操施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき

は、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適當と認められる者に対しては、体操施設への入館を拒み、又は体操施設からの退館を命ずることができる。

（利用の承認）

第7条 体操施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 体操施設の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他体操施設の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の承認に当たり、体操施設の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 教育委員会が体操施設の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

（原状回復の義務）

第9条 体操施設の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。前条の規定により利用を中止したときも、同様とする。

（使用料）

第10条 第7条第1項の承認を得た者は、別表に定める使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

（使用料の減免）

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額
(使用料の還付)

第12条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 利用の承認を得た者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合 使用料の全額
- (2) 利用の取消しを利用日前7日までに申し出て承認された場合 使用料の70パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月26日から施行する。
(上越市体育施設条例の一部改正)
- 2 上越市体育施設条例(昭和46年上越市条例第125号)の一部を次のように改正する。
別表第1上越市大潟体操アリーナの項を削る。
別表第3(1)の表上越市大潟体操アリーナの項を削り、同表(1)の表備考4及び備考5中「(備考9の場合を除く。)」を削り、同表(1)の表備考8中「、上越市大潟体操アリーナの健康トレーニングコーナー」を削り、同表(1)の表中備考9を削り、備考10を備考9とし、同表(2)の表上越市大潟体操アリーナの項を削り、同表(2)の表備考4中「(備考7の場合を除く。)」を削り、同表(2)の表中備考7を削り、備考8を備考7とする。
(上越市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の上越市体育施設条例の規定により上越市大潟体操アリーナの施設及び附属設備の利用の承認を得ている者は、この条例の規定により上越市立大潟体操アリーナの施設及び附属設備の利用の承認を得ている者とみなす。

別表(第10条関係)

(1) 施設使用料

施設名	占用使用料	共用使用料	
		区分	使用料

上越市立上越体操場	体操場	10,000円	団体	2,500円	
			一般	610円	
			中学生以下	310円	
	多目的室1	570円			
	多目的室2	350円			
	多目的室3	350円			
	会議室1	290円			
	会議室2	350円			
	会議室3	230円			
	ランニングコース			一般	160円
中学生以下				80円	
上越市立大潟体操アリーナ	体操場	7,030円	団体	2,370円	
			一般	510円	
			中学生以下	260円	
	健康トレーニングコーナー			一般	210円
				中学生	110円

備考

- 1 使用料は、施設の利用1時間当たりの額とする。ただし、個人が施設を共用して利用する場合の使用料は、1人につき施設の利用2時間当たりの額とする。
- 2 施設を利用する場合（個人が施設を共用して利用する場合を除く。備考3及び備考4において同じ。）で営利又は営業上の目的で利用するときの使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 3 施設を利用する場合で市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用するときの使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 4 施設を利用する場合で利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 5 個人が施設を共用して利用する場合で利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。
- 6 未就学児が施設を共用して利用する場合（団体が施設を共用して利用する場合を除く。）は、無料とする。
- 7 施設を共用して利用することができる場合は、当該施設を占有して利用する者が

いない場合に限るものとする。

- 8 上越市立上越体操場の体操場を占有して利用する者は、ランニングコースを共用して利用する者がいない場合で施設の管理上支障がないと教育委員会が認めるときに限り、ランニングコースを占有して利用することができる。
- 9 上越市立上越体操場の体操場を占有し、若しくは共用し、又は多目的室若しくは会議室を占有して利用する者は、ランニングコースを共用して利用することができる。
- 10 備考8及び備考9の場合において、ランニングコースの使用料は、無料とする。
- 11 上越市立大潟体操アリーナの健康トレーニングコーナーの利用は、中学生以上の者に限るものとする。
- 12 備考2及び備考3の規定のいずれにも該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 13 個人が施設を共用して利用する場合の定期券の額は、次の表のとおりとする。
この場合において、1月の期間は、利用の承認があった日から、同日から起算して31日を経過する日までとする。

施設名		区 分	使用料（1月につき）
上越市立上越体操場	体操場	一般	2,440円
		中学生以下	1,220円
	ランニングコース	一般	640円
		中学生以下	320円
上越市立大潟体操アリーナ	体操場	一般	2,040円
		中学生以下	1,020円
	健康トレーニングコーナー	一般	840円
		中学生	420円

(2) 附属設備使用料

設備名		使用料
上越市立上越体操場		温水シャワー 110円
上越市立大潟体操アリーナ	体操場	照明設備 720円
		暖房設備 2,040円
		放送設備 110円

備考

- 1 使用料は、温水シャワーにあつては附属設備の利用1人につき1回当たりの、照

- 明設備、暖房設備及び放送設備にあつては附属設備の利用1時間当たりの額とする。
- 2 営利又は営業上の目的で附属設備（温水シャワーを除く。備考3及び備考4において同じ。）を利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
 - 3 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が附属設備を利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
 - 4 附属設備の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
 - 5 個人が施設を共用して利用する場合の照明設備又は暖房設備の使用料は、無料とする。
 - 6 団体が施設を共用して利用する場合の照明設備の使用料は260円と、暖房設備の使用料は720円とする。この場合において、備考1から備考4まで及び備考7の規定は、使用料の計算について適用する。
 - 7 備考2及び備考3の規定のいずれにも該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。